

4 川 監 公 第 8 号

令和 4 年 8 月 1 0 日

監査の結果の報告に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により、令和 3 年 1 2 月 3 日付け 3 川監公第 1 6 号で公表した監査の結果の報告に基づき、川崎市長及び川崎市教育委員会教育長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員	大 村 研 一
同	植 村 京 子
同	浅 野 文 直
同	山 田 晴 彦

4川総コ第39号

令和4年6月30日

川崎市監査委員 大村 研一 様

同 植村 京子 様

同 浅野 文直 様

同 山田 晴彦 様

川崎市長 福田 紀彦

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、令和3年12月3日付け3川監報第8号で報告の提出がありました令和3年度財政援助団体等監査の結果について、次のとおり措置を講じましたので通知します。

1 令和3年度財政援助団体等監査結果に対する措置状況

(1) 財政援助団体及び所管部局において改善措置を要する事項

ア 適正な実績報告を行うべきもの

[指摘の要旨]

公益財団法人かわさき市民活動センター補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第9条によると、公益財団法人かわさき市民活動センターは、補助事業等に係る工事の発注、物品及び役務の調達等を行う場合において、1件の金額が1,000,000円を超えるときは、市内中小企業者により入札を行い、又は2者以上の市内中小企業者から見積書の徴収を行わなければならないとされ、同条ただし書によると、市長が契約の性質上これらの方法により難しいと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りでないとされている。

また、交付要綱第12条によると、補助事業等が完了したときは、速やかに、実績報告書を提出するほか、対象経費のうち、1件の金額が1,000,000円を超える支出となる案件がある場合に発注実績報告書を、第9条ただし書の規定により、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積りの徴収をし難しいと認める場合に入札（見積り）が行えないことに係る理由書を提出するものとされている。

公益財団法人かわさき市民活動センター補助金の実績報告をみたところ、実際は1件の金額が1,000,000円を超える業務委託を行っていたものの、該当案件なしとして発注実績報告書が提出されていなかった。さらに、当該業務委託は市外業者へ発注を行っていたが、入札（見積り）が行えないことに係る理由書が提出されていなかった。このため、市長が契約の性質上、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積りの徴収をし難しいと認める場合又はその必要が

ないと認める場合に該当するかの確認もされていなかった。

市は、公益財団法人かわさき市民活動センターに対し、適正な実績報告を行うよう指導するとともに、補助金等交付事業に係る市内中小企業者への優先発注に向けた基本方針を踏まえ、市内中小企業者による入札又は２者以上の市内中小企業者から見積りの徴収をし難い理由を適切に確認されたい。

[措置内容]

指摘事項については、公益財団法人かわさき市民活動センターに対し、適正な実績報告を行うよう指導及び通知を行いました。また、同センターから提出された実績報告書について、適正に報告されていることを確認しました。

今後は、適切な確認に努めます。

(公益財団法人かわさき市民活動センター)

(市民文化局コミュニティ推進部市民活動推進課)

イ その他改善を要するもの

[指摘の要旨]

軽易な事項であるが、次のとおり改善措置を要する事例があった。

(ア) 適正な交付申請書の提出を求め、適切に審査すべきもの

公益財団法人かわさき市民活動センター補助金について、補助金交付決定額に影響はなかったものの、補助金交付申請書の補助金算出基礎に誤りがあった事例

[措置内容]

指摘事項については、公益財団法人かわさき市民活動センターに対し、補助金執行額一覧の管理費合計から指定管理料の負担分を除外するよう指導し、交付要綱の様式を改正し、補助対象経費となる費目へ充当され

ることを明確化しました。

今後は、適切な審査に努めます。

(公益財団法人かわさき市民活動センター)

(市民文化局コミュニティ推進部市民活動推進課)

(イ) 適正な実績報告書の提出を求め、適切に審査すべきもの

かわさき市民公益活動助成事業補助金の実績報告書について、執行科目ごとの決算額・補助金充当額やどの団体への助成金に当該補助金が充当されているのかが確認できなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、公益財団法人かわさき市民活動センターに対し、実績報告書に執行科目ごとの決算額・補助金充当額を明記すること、当該補助金の充当先を明記することを指導しました。また「かわさき市民公益活動助成事業補助金交付要綱」の様式を改正し、補助対象経費となる費目へ充当されていることを確認できるようにしました。

今後は、適切な審査に努めます。

(公益財団法人かわさき市民活動センター)

(市民文化局コミュニティ推進部市民活動推進課)

(2) 出資団体及び所管部局において改善措置を要する事項

ア 財務諸表を適正に作成すべきもの

[指摘の要旨]

地方住宅供給公社会計基準第21によると、貸倒見積高の算定は、債務者の財務内容等に応じて債権を区分し、一般の債権については債権全体又は同種同類の債権ごとに貸倒実績率等の合理的な基準により、特定の債権については回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上する方法によるとされている。

また、川崎市住宅供給公社定款第20条によると、この地方公社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるとされている。さらに、川崎市住宅供給公社小口現金取扱要綱第9条によると、資金前渡出納員は、会計年度終了後速やかに小口現金を出納員に返還するものとするとしている。

川崎市住宅供給公社の財務諸表等をみたところ、次の事例があった。

市は、出資団体に対し、適正な会計処理を行うとともに、財務諸表等を適正に作成するよう指導されたい。

(ア) 貸倒引当金等について、計上誤りがあった事例

(イ) 引当金明細の貸倒引当金及び退職給付引当金について、当期増加額及び当期減少額がそれぞれ逆に記載されていた事例

(ウ) 小口現金について、経費を支出した年度と異なる年度で精算を行っており、事業年度に基づいた会計処理が行われていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、川崎市住宅供給公社に対し、適正な会計処理を行うとともに、財務諸表等を適正に作成するよう指導し、提出された令和3年度の財務諸表等において、適正に作成されていることを確認しました。

また、小口現金については、年度内での適切な精算を行うよう社内周知を行ったことを確認しました。

今後は、適正な会計処理を行うとともに、財務諸表等を適正に作成するよう指導に努めます。

(川崎市住宅供給公社)

(まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課)

イ その他改善を要するもの

[指摘の要旨]

軽易な事項であるが、次のとおり改善措置を要する事例があった。

(ア) 小口現金を適正に管理すべきもの

a 川崎市土地開発公社の事例

(a) 財務規程で定める小口現金の保管限度額を超えた金額が保管されていた。

(b) 財務規程で定める小口現金の保管限度額を超えた支払を行っていた。

[措置内容]

指摘事項については、川崎市土地開発公社に対し、適正な会計処理を行うよう指導し、要綱の見直しなどを含めた適正な事務処理の徹底を行うとの報告がありました。

今後は、適正な会計処理を行うよう指導に努めます。

(川崎市土地開発公社)

(財政局資産管理部資産運用課)

b 川崎市住宅供給公社の事例

(a) 要綱で定める小口現金の上限額を超えた支払を行っていた。

(b) 経費を支出した月と異なる月の小口現金で精算を行っていた。

[措置内容]

指摘事項については、川崎市住宅供給公社に対し、適正に管理を行うよう指導し、社内で周知が行われたこと及び提出された実査報告書により適正に処理が行われていることを確認しました。

今後は、適正な管理を行うよう指導に努めます。

(川崎市住宅供給公社)

(まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課)

(イ) 小口現金に係る帳簿を適正に作成すべきもの

小口現金を支出した際に要綱で定める帳簿が作成されていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、一般財団法人川崎市まちづくり公社に対し、要綱に規定された歳出簿を作成し、適正な管理を行うよう指導しました。また、提出された歳出簿等により、適正に作成及び管理がなされていることを確認しました。

今後は、適正な管理を行うよう指導に努めます。

(一般財団法人川崎市まちづくり公社)

(まちづくり局総務部庶務課)

(ウ) 財務諸表を適正に作成すべきもの

a 財務諸表に対する注記において、公社債の担保についての記載が誤っていた事例

b キャッシュ・フロー計算書において、科目名称が誤っていた事例

[措置内容]

指摘事項については、川崎市土地開発公社から、財務諸表の記載を改める旨の報告を受け、提出された財務諸表等により適正な記載に改められたことを確認しました。

今後は、財務諸表を適正に作成するよう指導に努めます。

(川崎市土地開発公社)

(財政局資産管理部資産運用課)

(エ) 財務に係る伝票を適正に作成すべきもの

a 会計処理は3種の伝票をもって行うべきところ、1種のみで行っていた事例

b 同一目的ではない取引を1伝票で処理していた事例

[措置内容]

指摘事項については、川崎市土地開発公社に対し、適正な会計処理を行うよう指導し、3種の伝票によって会計処理をするとともに、マニュアルに追記を行い事務処理の徹底を図るとの報告がありました。

今後は、適正な会計処理を行うよう指導に努めます。

(川崎市土地開発公社)

(財政局資産管理部資産運用課)

(3) 指定管理者及び所管部局において改善措置を要する事項

軽易な事項で改善を要するもの

[指摘の要旨]

軽易な事項であるが、次のとおり改善措置を要する事例があった。

ア 指定管理施設における備品管理を適正に行うべきもの

(ア) 生田緑地の事例

指定管理料で購入した備品が指定管理者の備品の管理台帳に登録されていなかった。

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対し、備品の取扱いに関する通知を発出し、提出された管理台帳により、登録漏れがあった備品の登録が適正に行われたことを確認しました。

今後は、適正な備品管理に努めます。

(生田緑地共同事業体)

(建設緑政局緑政部生田緑地整備事務所)

(イ) 川崎市ふれあい館・川崎市桜本こども文化センターの事例

指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿及び指定管理

者の物品台帳に登載されていなかった。

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対し、備品の管理に関して指導し、備品整理簿等の修正を確認しました。

今後は、適正な備品管理に努めます。

(社会福祉法人青丘社)

(こども未来局青少年支援室)

(ウ) 川崎市菅生こども文化センター及び川崎市蔵敷こども文化センターの事例

a 指定管理者の物品台帳の更新内容が市の備品整理簿に反映されていなかった。

b 指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿に登載されていなかった。

c 市の備品整理簿及び指定管理者の物品台帳の記載内容に誤りがあった。

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対し、備品の管理に関して指導し、備品整理簿等の修正を確認しました。

今後は、適正な備品管理に努めます。

(特定非営利活動法人あかい屋根)

(こども未来局青少年支援室)

(エ) 川崎市片平こども文化センター及び川崎市岡上こども文化センターの事例

a 指定管理者の物品台帳の更新内容が市の備品整理簿に反映されていなかった。

b 指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿及び指定管理者の物品台帳に登載されていなかった。

c 市の備品整理簿及び指定管理者の物品台帳の記載内容に誤りがあった。

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対し、備品の管理に関して指導し、備品整理簿等の修正を確認しました。

今後は、適正な備品管理に努めます。

(特定非営利活動法人児童育成会コッコロ)

(こども未来局青少年支援室)

イ 管理物品の購入手続を適正に行うべきもの

(ア) 川崎市こども文化センター（53施設）の事例

基本協定書で定められた管理物品を購入する場合のあらかじめ市に通知する等の手続が行われていなかった。

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者との基本協定書を改めるとともに、備品の購入に係る事務処理を適正に行うよう指導しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(公益財団法人かわさき市民活動センター)

(こども未来局青少年支援室)

(イ) 川崎市ふれあい館・川崎市桜本こども文化センターの事例

基本協定書で定められた管理物品を購入する場合のあらかじめ市に通知する等の手続が行われていなかった。

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者との基本協定書を改めるとともに、

備品の購入に係る事務処理を適正に行うよう指導しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(社会福祉法人青丘社)

(こども未来局青少年支援室)

(ウ) 川崎市菅生こども文化センター及び川崎市蔵敷こども文化センター
の事例

基本協定書で定められた管理物品を購入する場合のあらかじめ市に
通知する等の手続が行われていなかった。

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者との基本協定書を改めるとともに、
備品の購入に係る事務処理を適正に行うよう指導しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(特定非営利活動法人あかい屋根)

(こども未来局青少年支援室)

(エ) 川崎市片平こども文化センター及び川崎市岡上こども文化センター
の事例

基本協定書で定められた管理物品を購入する場合のあらかじめ市に
通知する等の手続が行われていなかった。

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者との基本協定書を改めるとともに、
備品の購入に係る事務処理を適正に行うよう指導しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(特定非営利活動法人児童育成会コッコロ)

(こども未来局青少年支援室)

ウ 報告書等の管理を適正に行うべきもの

(ア) 川崎市こども文化センター（53施設）の事例

指定管理業務に関する報告書等について、提出期限内に提出されている事実が客観的に確認できるよう管理されていなかった。

[措置内容]

指摘事項については、報告書等が提出期限内に提出されていることが客観的に確認できるよう、報告書様式の見直しを行いました。

今後は、適正な管理に努めます。

（こども未来局青少年支援室）

(イ) 川崎市ふれあい館・川崎市桜本こども文化センターの事例

a 指定管理業務に関する報告書等について、提出期限内に提出されている事実が客観的に確認できるよう管理されていなかった。

b 四半期ごとに提出することとされている事業報告書について、四半期ごとに提出されている事実が客観的に確認できるよう管理されていなかった。

[措置内容]

指摘事項については、報告書等が提出期限内に提出されていることが客観的に確認できるよう、報告書様式の見直しを行い、指定管理者に対して、報告書等に提出日を記載するよう指導しました。また、提出された報告書等により提出日が記載されていることを確認しました。

今後は、適正な報告書等の管理に努めます。

（社会福祉法人青丘社）

（こども未来局青少年支援室）

(ウ) 川崎市菅生こども文化センター及び川崎市蔵敷こども文化センターの事例

a 指定管理業務に関する報告書等について、提出期限内に提出され

ている事実が客観的に確認できるよう管理されていなかった。

- b 四半期ごとに提出することとされている事業報告書について、四半期ごとに提出されている事実が客観的に確認できるよう管理されていなかった。

[措置内容]

指摘事項については、報告書等が提出期限内に提出されていることが客観的に確認できるよう、報告書様式の見直しを行い、指定管理者に対して、報告書等に提出日を記載するよう指導しました。また、提出された報告書等により提出日が記載されていることを確認しました。

今後は、適正な報告書等の管理に努めます。

(特定非営利活動法人あかい屋根)

(こども未来局青少年支援室)

- (エ) 川崎市片平こども文化センター及び川崎市岡上こども文化センターの事例

指定管理業務に関する報告書等について、提出期限内に提出されている事実が客観的に確認できるよう管理されていなかった。

[措置内容]

指摘事項については、報告書等が提出期限内に提出されていることが客観的に確認できるよう、報告書様式の見直しを行いました。

今後は、適正な管理に努めます。

(こども未来局青少年支援室)

- エ 業務の位置付けを明確にすべきもの

- (ア) 川崎市ふれあい館・川崎市桜本こども文化センターの事例

有料で行われているコピー機の利用サービスについて、協定書、仕様書、事業計画書等に定められていなかった。

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対し、コピー機の利用サービスを提供した場合の会計処理及び当該サービスの提供について事業計画書等に定めるよう指導し、提出された令和4年度の事業計画書に定められたことを確認しました。

今後は、適正な事務手続に努めます。

(社会福祉法人青丘社)

(こども未来局青少年支援室)

(イ) 川崎市菅生こども文化センター及び川崎市蔵敷こども文化センターの事例

有料で行われている印刷機、コピー機及び紙折り機の利用サービスについて、協定書、仕様書、事業計画書等に定められていなかった。

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対し、コピー機等の利用サービスを提供した場合の会計処理及び当該サービスの提供について事業計画書等に定めるよう指導し、提出された令和4年度の事業計画書に定められたことを確認しました。

今後は、適正な事務手続に努めます。

(特定非営利活動法人あかい屋根)

(こども未来局青少年支援室)

(ウ) 川崎市片平こども文化センター及び川崎市岡上こども文化センターの事例

有料で行われている印刷機及びコピー機の利用サービスについて、協定書、仕様書、事業計画書等に定められていなかった。

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対し、コピー機等の利用サービスを提供した場合の会計処理及び当該サービスの提供について事業計画書等に定めるよう指導し、提出された令和4年度の事業計画書に定められたことを確認しました。

今後は、適正な事務手続に努めます。

(特定非営利活動法人児童育成会コッコロ)

(こども未来局青少年支援室)

オ 正確な収支状況を報告すべきもの

川崎市ふれあい館・川崎市桜本こども文化センターの事例

備品購入費に計上すべきものが消耗品費に計上されていた。

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対し、備品と消耗品の分類に係る事務処理について改めて指導しました。

今後は、正確な収支状況の報告の確認に努めます。

(社会福祉法人青丘社)

(こども未来局青少年支援室)

カ 文書管理規定等を定めるべきもの

川崎市片平こども文化センター及び川崎市岡上こども文化センターにおいて、基本協定書で定めることとされている文書管理規定等が定められていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対し、文書管理規定等の整備について指導し、提出を受けました。

今後は、適切な確認に努めます。

(特定非営利活動法人児童育成会コッコロ)

(こども未来局青少年支援室)

令和 4 年 6 月 3 0 日

川崎市監査委員 大 村 研 一 様
同 植 村 京 子 様
同 浅 野 文 直 様
同 山 田 晴 彦 様

川崎市教育委員会教育長 小田嶋 満

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定に基づき、令和 3 年 1 2 月 3 日付け 3 川監報第 8 号で報告の提出がありました令和 3 年度財政援助団体等監査の結果について、次のとおり措置を講じましたので通知します。

1 令和 3 年度財政援助団体等監査の結果に対する措置状況

（1）指定管理者及び所管部局において改善措置を要する事項

軽易な事項で改善を要するもの

[指摘の要旨]

軽易な事項であるが、次のとおり改善措置を要する事例があった。

ア 指定管理施設における備品管理を適正に行うべきもの

指定管理料で購入した備品が指定管理者の備品の管理台帳に登載されていなかった。

[措置の内容]

指摘事項については、指定管理者に対し、備品の取扱いに関する通知を発出し、提出された管理台帳により、登録漏れがあった備品の登録が適正に行われたことを確認しました。

今後は、適正な備品管理に努めます。

(生田緑地共同事業体)

(教育委員会事務局青少年科学館)

イ 正確な収支状況を報告すべきもの

自主事業に係る収入が指定管理業務の科目に計上されていた。

[措置の内容]

指摘事項については、指定管理者に対し、指定管理業務に係る収支を適正に把握できるよう指定管理業務に係る収支と自主事業に係る収支の区分を明確にし、収支予算書及び収支報告書を作成・提出するよう指導しました。また、提出された令和3年度収支報告書及び令和4年度収支予算書により、収支が適正に区分されていることを確認しました。

今後は、適正に管理するよう、指導に努めます。

(生田緑地共同事業体)

(教育委員会事務局日本民家園)